



送付枚数：2枚

裁判所への支払督促の申立て等により、
災害援護資金貸付金の滞納対策を強化します

令和7年7月15日

東日本大震災における災害援護資金の貸付について、適正な債権管理を行うため、昨年度に引き続き、対応が不誠実な滞納者に対し支払督促を実施します。

記

- 1 申立期日 令和7年7月15日付け（仙台簡易裁判所宛て）
- 2 申立件数 12件
- 3 請求金額 約2,009万円
- 4 その他 詳細は別紙のとおり

〈問い合わせ〉

保健福祉部社会福祉課生活支援係

☎022-368-1405（直通電話）

別紙

本市の災害援護資金の償還状況（令和7年3月31日時点）

- 貸付総額 9億6,387万円（607件）
- 償還済 約7億2,581万円
- 未償還額 約2億1,684万円
- 償還期限を迎えた滞納額 1億7,862万円

本市では、計画どおりの償還が困難な借受人については、相談対応の上、支払猶予手続をするよう促しています。

一方で、相談のための訪問勧奨や電話勧奨、書面での督促・催告を実施しても連絡が無く、市の督促催告に応じず償還の意思を確認できない借受人がいます。

適正な債権管理を行うため、令和5年度より、償還意思が確認できない等で対応が不誠実な滞納者に対し、支払督促を実施することとしております。

今年度も積極的に滞納対策を強化していきます。

東日本大震災における災害援護資金の貸付け

- 平成23年度から実施
- 貸付金の原資：国が3分の2、県が3分の1
- 償還期限を迎えたもので借受人が滞納し償還していない場合は、市町村が一般財源で立て替えて返済することが必要であったが、市町村と借受人の間で支払猶予をした場合、国及び県への返還を延ばすことができる政令が本年4月に施行された。
- 返還延長が可能となったが、国からは、緩めることなく債権回収することを求められている。